

一宮川水系流域治水の更なる推進について

令和元年10月25日の大雨による一宮川流域の浸水被害

一宮川中上流域において、

甚大な浸水被害が発生

浸水面積 1,762ha

人的被害 7名 (うち、関連死1名含む)

推定被害額 635億円※

浸水家屋 4,337棟

(茂原市3,967棟、長柄町248棟、長南町122棟) ※

長生合同庁舎、茂原市役所等が浸水

水害廃棄物 約6,831トン

※ 国土交通省 水害統計による



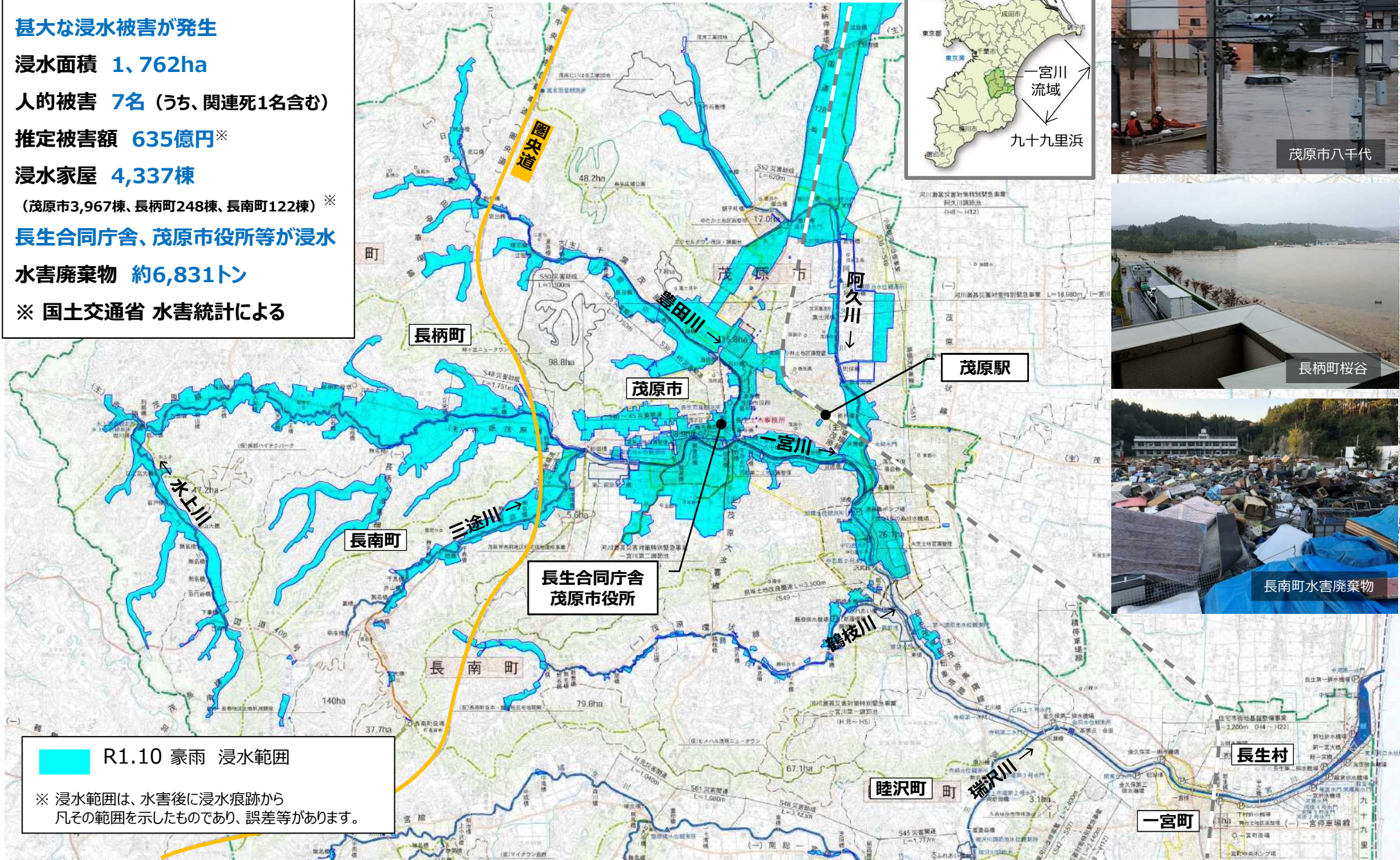
茂原市八千代



長柄町桜谷



長南町水害廃棄物



R1.10 豪雨 浸水範囲

※ 浸水範囲は、水害後に浸水痕跡から凡その範囲を示したものであり、誤差等があります。

陸沢町

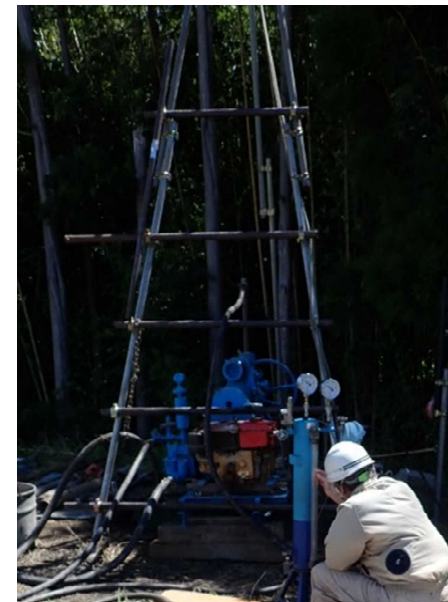
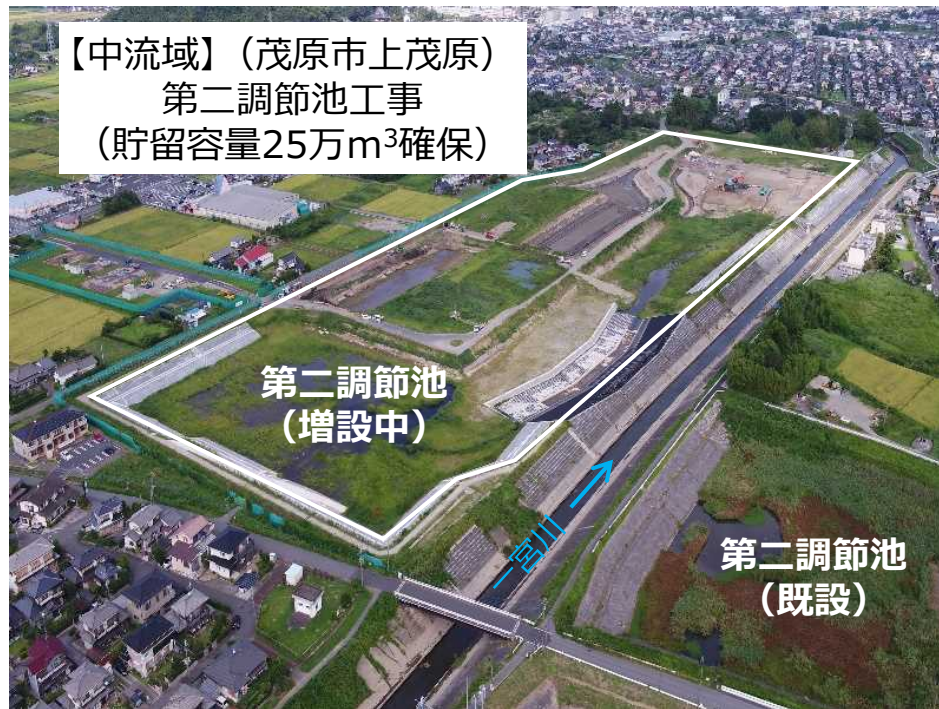
一宮町

長生村

一宮川水系における流域治水の取組状況



一宮川水系における流域治水の取組状況

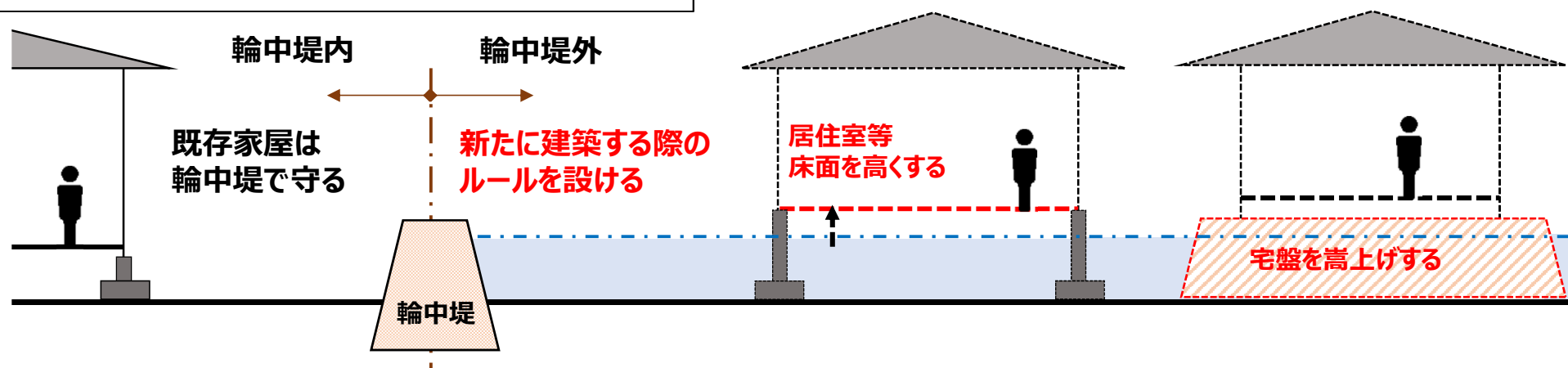


【上流域】(第三調節池)
地質調査 (左)、調査・測量用搬出入路 (右)



- 令和11年度迄の河川整備により、令和元年豪雨と同規模の降雨でも、**既存家屋の床上浸水被害は解消**される見込みだが、**浸水リスクが残る地域で新たに建築**する際に、**浸水被害を受けにくくする**ため、**長柄町、長南町**では、「**浸水警戒区域に関する条例**」を制定しました。今後、個別の地域に説明を行った上で、理解を得ながら区域指定を行います。

条例による建築に関するルールイメージ



- また、想定最大規模の降雨（24時間総雨量640.2mm）や、河川整備及び輪中堤等の浸水防止対策が完了する迄に令和元年豪雨規模の降雨があった場合等、既存家屋も含めて浸水リスクがあるため、浸水想定区域（想定最大規模の降雨があった場合に浸水が想定される区域）や令和元年豪雨で浸水のあった区域を、「**浸水のおそれのある区域**」として**情報提供**しています。

一宮川水系における流域治水の取組状況

- 一宮川水系では、避難に資する情報発信の取組として、以下のとおり設置しています。
 - ・ 一宮川（金田（瑞沢川合流点）／睦沢町川島）：河川監視カメラ
 - 〃 （早野（八千代橋）／茂原市茂原）：危機管理型水位計、河川監視カメラ
 - 〃 （第二調節池（外）／茂原市墨田）：河川監視カメラ
 - ・ 瑞沢川（寺崎／睦沢町寺崎）：河川監視カメラ
 - ・ 埴生川（豊原橋／長南町豊原）：河川監視カメラ
 - ・ 豊田川（備橋／茂原市長谷）：危機管理型水位計
 - ・ 三途川（松ヶ枝橋／長南町須田）：危機管理型水位計

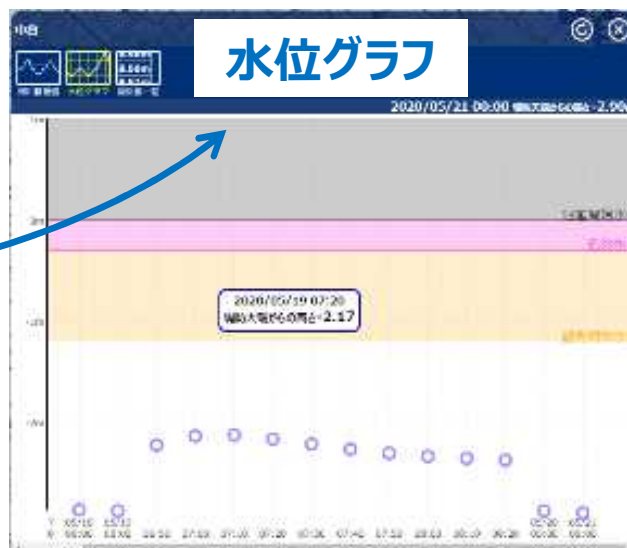
「川の水位情報」で検索

川の水位情報

検索

水位計 アイコン

カメラ アイコン



- **一宮川水系**では、流域治水の更なる推進にあたって、河川整備等の加速化とともに、水害に強いまちづくりのため、**特定都市河川浸水被害対策法※**を活用することについて令和4年9月5日に開催された**一宮川流域治水協議会**において合意されました。

※ 特定都市河川浸水被害対策法は、流域治水の実効性を高めるため改正され、令和3年11月に施行されました。



第5回一宮川流域治水協議会の様子

一宮川水系における特定都市河川の指定

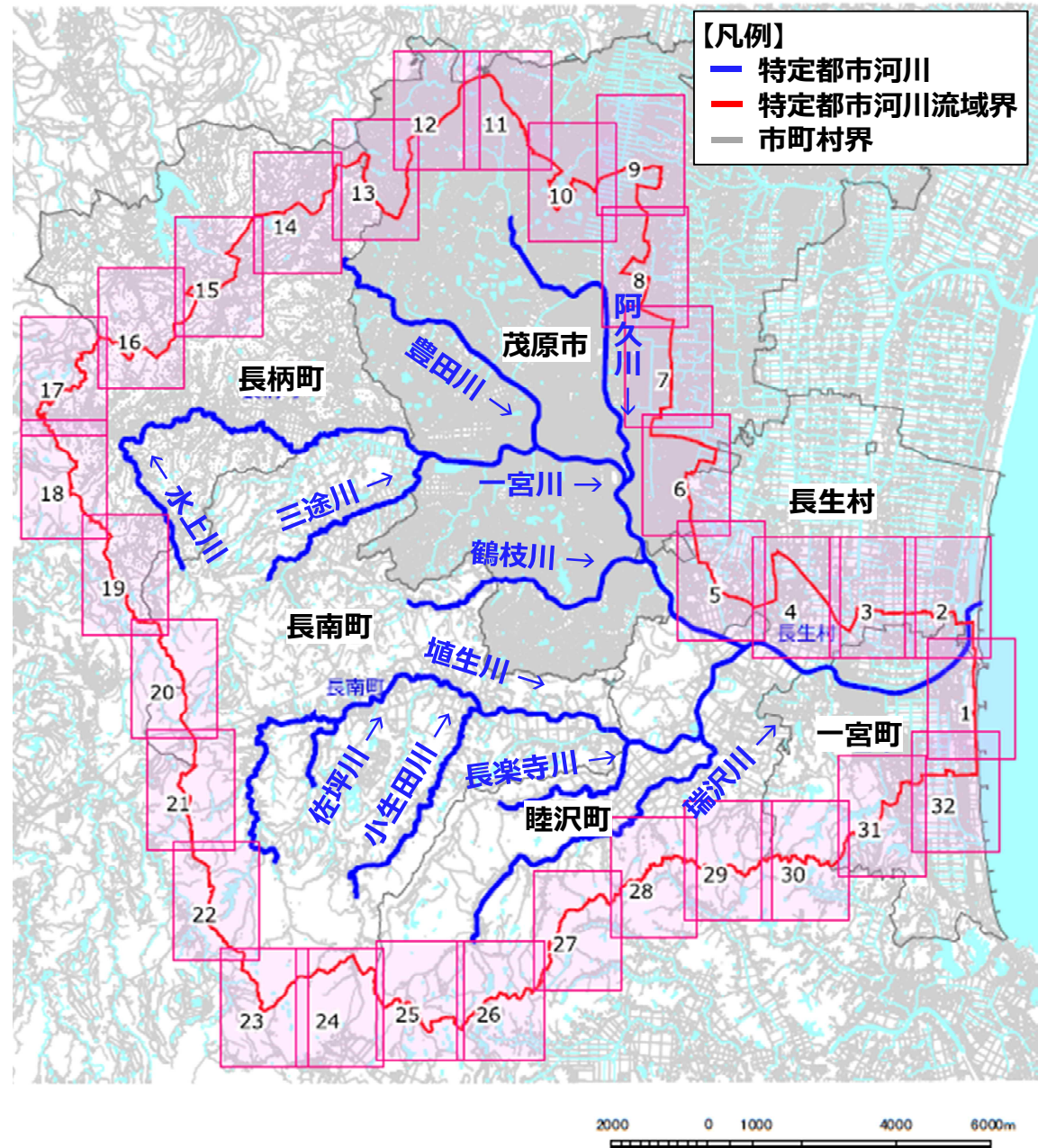
■ 特定都市河川浸水被害対策法
第3条第5項の規定に基づき、
特定都市河川、特定都市河川流域
を以下のとおり指定します。

(1) 特定都市河川

一宮川、瑞沢川、埴生川、長楽寺川、
小生田川、佐坪川、鶴枝川、阿久川、
豊田川、三途川、水上川

(2) 特定都市河川流域

茂原市、一宮町、睦沢町、
長生村、長柄町、長南町
のうち、右図に示す部分



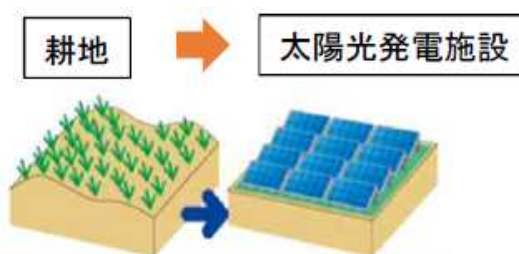
- 特定都市河川に指定されることにより、
雨水浸透阻害行為（面積1,000m²以上）に対して、
雨水貯留浸透施設の設置及び知事の許可が必要になります。
（開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、
雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、
流出を抑制する対策を求めるものです）

雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない）

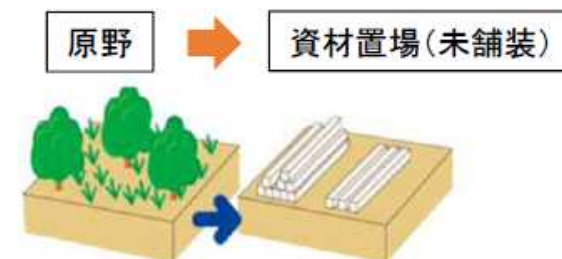
- ① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



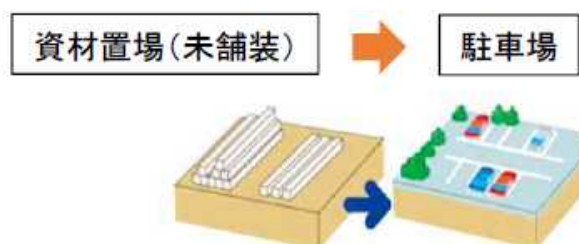
- ② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



- ③ ローター等により土地を締め固める行為



- ④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



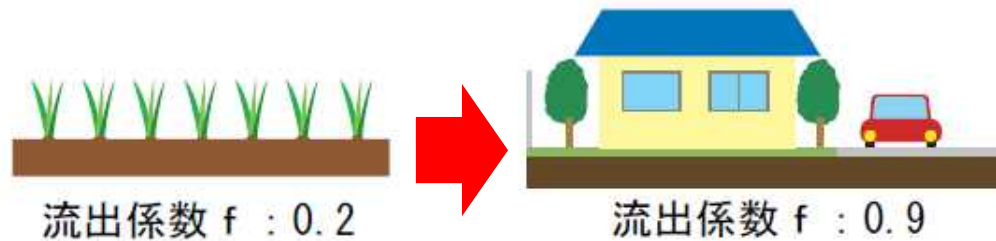
「宅地等」に含まれる土地：
宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：
山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

■ 雨水浸透阻害行為を行う場合の雨水貯留浸透施設は、以下のようなものが挙げられます。

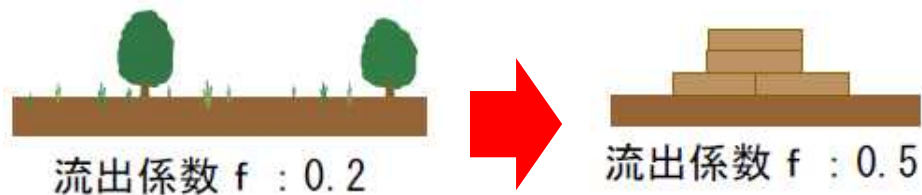
① 宅地等にするために行う土地の形質の変更

(耕地) $480\text{m}^3/\text{ha}$ の雨水貯留浸透施設が必要
※ 神奈川県・鶴見川流域の場合の参考値



② ローラー等により土地を締め固める行為

(原野) $150\text{m}^3/\text{ha}$ の雨水貯留浸透施設が必要
※ 神奈川県・鶴見川流域の場合の参考値



雨水貯留浸透施設の事例
(表面貯留の場合)

※ 雨水貯留浸透施設の規模は、特定都市河川浸水被害対策法、同施行令及び同施行規則に基づき、技術的基準（以下(1)から(3)）により定められます。

- (1) 基準降雨…確率年10年（年超過確率1/10）
- (2) 流出係数…流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)
- (3) 対策規模の算定…雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、行われる前の最大値を上回らない等

他法令に基づく制度との関係

- 他法令に基づく許可等に加え、雨水浸透阻害行為の許可が必要となります。
- 都市計画法に基づく開発行為の許可との関係では、許可対象が拡大されます。
 - ・ 開発行為以外の雨水浸透阻害行為への適用（対象行為の拡大）
 - ※ 開発行為等の流出抑制の基準と比較し、大きい方の対策が必要となります。
 - ・ 1,000m²以上の行為への適用（面積要件の拡大）

	開発行為	雨水浸透阻害行為 (左記除く)
1ha以上	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水流出抑制施設の設置 ○各市町村宅地開発指導要綱 ○特定都市河川法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留浸透施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定都市河川法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留浸透施設の設置
1,000m ² 以上 1ha未満	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次放流先の同意 ○各市町村宅地開発指導要綱 ○特定都市河川法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留浸透施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定都市河川法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留浸透施設の設置
1,000m ² 未満	(なし)	(なし)